

[事案 28-1] がん給付金支払等支払請求

・平成 28 年 7 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、入院給付金等も不支払いとなったことを理由に、契約解除の取消しと入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 6 月に前立腺癌の治療のために入院し、手術を受けたため、同年 1 月に契約した医療保険にもとづいて給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金の支払いを拒絶されたので、告知義務違反による解除を取消し、入院給付金、手術給付金および通院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は平成 22 年 2 月に「前立腺癌の疑い」と診断され、病名告知を受けて、同月から平成 26 年 6 月までの期間に複数回検査を受けているが、これに係る告知がなされなかった。
- (2) 申立人、募集人および当社職員による三者面談の結果、募集人による不適切な募集行為の事実は確認されなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時および告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められるため契約解除の取消しおよび入院給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条 1 項にもとづき、手続を終了した。